

豊島区障害者地域支援協議会概要

1. 設置根拠

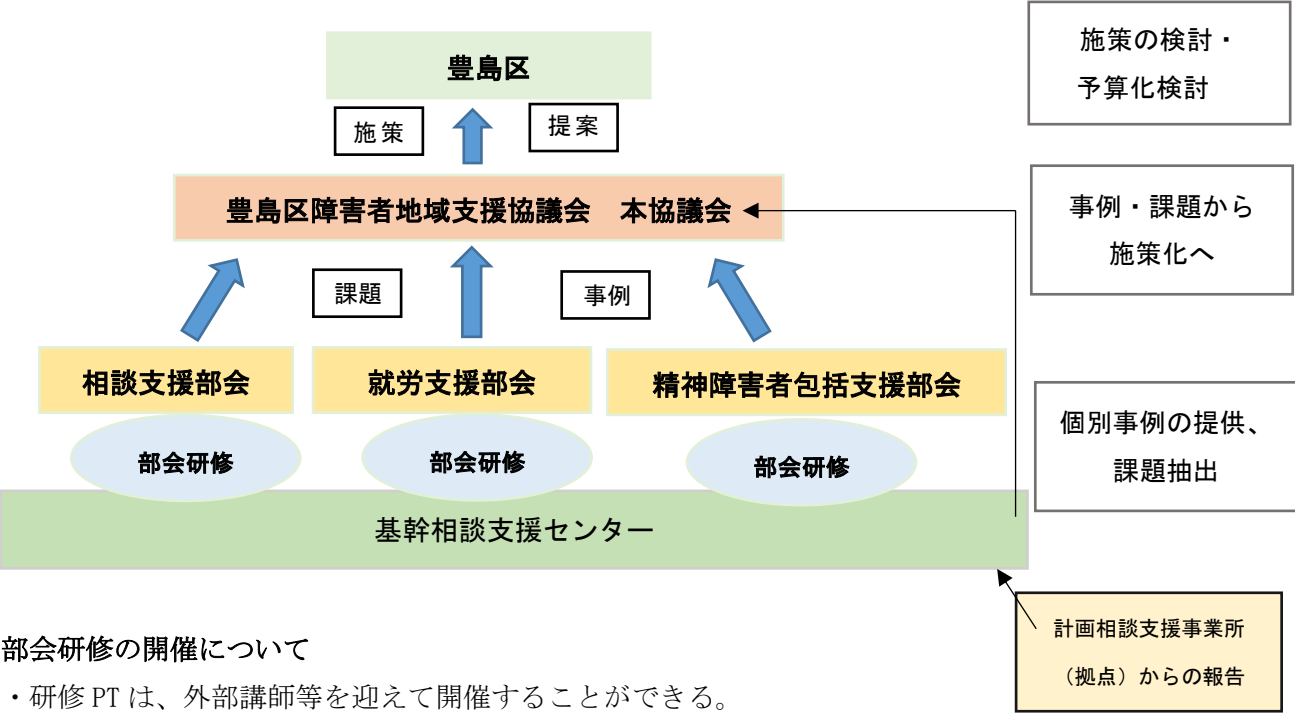
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項
- ・ 豊島区障害者地域支援協議会設置要綱

2. 構成

- ・ 本協議会
- ・ 相談支援部会
- ・ 就労支援部会
- ・ 精神障害者包括支援部会 の 3 部会を組織する。

また、障害者計画の策定にあたっては、「障害者・障害福祉計画推進会議」と、虐待等については「権利擁護協議会」と連携する。

3. 各会の役割について（案）



部会研修の開催について

- ・ 研修 PT は、外部講師等を迎えて開催することができる。
区より謝礼を支払う（金額要相談）。
- ・ 区民センターの会議室確保することができる。（設営等は部会員に行っていただきます）。
実施の際は、基幹相談支援センター（心身障害者福祉センター）へ相談。
- ・ 研修終了後に、部会及び本協議会へ報告を行う。